

令和4年度 インフルエンザ予防接種助成業務 FAQ （よくある質問）	
Q1	対象者は誰ですか
A1	神戸市職員共済組合員 本人に限ります。 （接種日現在に組合員であることが必要です。） ※教員・学校事務職員は公立学校共済組合員のため対象外です。 ※退職派遣職員は、対象ですが取扱いは共助組合となります。 【New!】令和4年10月より神戸市職員共済組合員となった短時間勤務職員（会計年度、再任用等）も対象です。
Q2	神戸市外の病院で接種しても対象になりますか
A2	どの地域の病院でも対象となります。
Q3	振込口座は自由に選択できますか。
A3	選択はできません。 助成金の振込は原則給与併給となります。 令和4年9月28日付け共済第2218号『「インフルエンザ予防接種助成」の実施について（通知）』及び共済組合HPをご確認ください。
Q4	ホームページから申請しない場合、領収証は返却してもらえますか。
A4	返却いたしません。 医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制の適用を受けようとされる方は、<u>領収証の写し</u>を送付してください。 （参考ページ）国税庁「セルフメディケーション税制」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1129.htm
Q5	個人から直接提出しても構いませんか。
A5	個人毎に申請・提出をお願いします。
Q6	電子マネーで支払い、後から還元を受けた場合の自己負担額はどのようにしますか。
A6	窓口で支払った額で申請してください。 （例）電子マネーにて 3,000 円を支払い、後から 1,000 円の還元を受けた。 ⇒自己負担額を 3,000 円として申請してください。
Q7	クレジットカードで支払い、ポイント付与を受けた場合の自己負担額はどのようにしますか。
A7	窓口で支払った額で申請してください。 （例）クレジットカードにて 3,000 円を支払い、1,000 円相当のポイント付与を受けた。 ⇒自己負担額を 3,000 円として申請してください。